

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	竹原市 (342033)	
地域名 (地域内農業集落名)	高崎・福田・忠海地区 (長浜、宮床、西掛場、城山、東掛場、川下、松原、馬屋外2、登町、地方外2、新町外2、本町、宇津、脇町、浜町外4、一丁目、二丁目、三丁目外2、堀越、中町・浜町外、宮町、八軒町外2、東一丁目、東二丁目、東三丁目、西条、中条、打越、東谷、中谷、西谷、沖条、小吹)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は主に露地野菜の栽培が盛んな地域であり、高齢化による作業人員の減少により、遊休農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の認定農業者の生産体制を維持し、新たな担い手の確保を検討するとともに、農地の集積・集約化に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	- ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	- ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
市と農業委員及び農地利用最適化推進委員とが連携することで、認定農業者を中心として農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの制度を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じた農地貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部の農道や水路は老朽化が進んでいるため、必要に応じて地域内で協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市と農業委員及び農地利用最適化推進委員とが連携することで、認定農業者を中心として農地集積・集約化を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内農業者の農作業委託に対する需要はあるが、農業支援サービス事業者がないため、今後新たな担い手の呼び込みを行い、事業体を地域で活用できる体制づくりを行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①シカ・イノシシの被害が甚大であるため、有害鳥獣被害防除施設設置事業、鳥獣被害総合対策事業等を活用することで侵入防止柵等の設置に取り組む。また、ヌートリアの被害が近年増加しているため、箱わなの設置等により対策に取り組む。				
⑦中山間地域直接支払交付金を活用し、地域の農道や水路の維持・管理に努める。				